

経 済 産 業 省

20180501 貿 局 第 2 号
輸出注意事項30第12号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年6月1日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(3) (略) (4) 輸出禁制物資等の輸出承認 輸出禁制物資等（輸出令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物をいう。）の取扱い、次により行う。 (イ) 輸出令別表第2の37の項の中欄に掲げる貨物のうち特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の固体及びその器官並びにこれらの加工品（以下「個体等」という。）については原則として輸出の承認は行わない。ただし、学術研究用等であって、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令第7条第1項各号に定める要件を満たす場合に限り輸出の承認を行うことがある。また、国際希少野生動植物種の個体等については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第12条第1項の規定に違反して譲渡等されたものでないこと並びに学術研究用等であること及び種の保存に支障を及ぼさないことが確認できる場合に限り承認することがある。 (ロ)・(ハ) (略) (5)・(6) (略)	2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(3) (略) (4) 輸出禁制物資等の輸出承認 輸出禁制物資等（輸出令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物をいう。）の取扱い、次により行う。 (イ) 輸出令別表第2の37の項の中欄に掲げる貨物のうち特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の固体及びその器官並びにこれらの加工品（以下「個体等」という。）については原則として輸出の承認は行わない。ただし、学術研究用等であって、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令第3条第1項各号に定める要件を満たす場合に限り輸出の承認を行うことがある。また、国際希少野生動植物種の個体等については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第12条第1項の規定に違反して譲渡等されたものでないこと並びに学術研究用等であること及び種の保存に支障を及ぼさないことが確認できる場合に限り承認することがある。 (ロ)・(ハ) (略) (5)・(6) (略)